

就学援助制度のお知らせ

大府市では、お子さんを小・中学校へ通学させるうえで、経済的に困りの保護者の方に対し、学用品費・学校給食費等を援助する事業を行っています。

援助を受けることができる方

次の基準のいずれかに該当する方で、生活保護に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた方

- ① 市民税の非課税、または減免世帯
- ② 個人事業税、または固定資産税の減免世帯
- ③ 国民年金の掛け金、または国民健康保険税の減免、もしくは徴収の猶予世帯
- ④ 児童扶養手当の受給世帯(児童手当とは異なります)
- ⑤ 生活保護法に基づく保護の停止、または廃止を受けた方
- ⑥ 世帯更生貸付を受けた方
- ⑦ 失業対策事業適格者手帳を持っている、又は職業安定所登録日雇労働者の方
- ⑧ 保護者の職業が不安定で生活状態が悪いと認められる方

※この制度についてのお問合せは各小中学校及び教育委員会学校教育課(TEL 46-3332)まで